

高齢者の暮らしを応援!

地域包括支援センターだより

岡長寿支援課（金屋庁舎）

有田川町地域包括支援センターでは、介護予防などの相談に応じています。

早期の相談と見守りで虐待の当事者にさせない取り組みを

有田川町地域包括支援センターでは、高齢者が家族などから虐待を受けた際の対応を行っています。

令和5年度（2023年度）は、これまでの相談8件のうち、3件に虐待があったと認定しました。虐待者の多くは、虐待をしている自覚がなく、虐待をされている高齢者も被害者の自覚がない場合もあります。

●高齢者虐待防止法とは

高齢者に対する虐待が深刻化する中で、平成18年（2006年）4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。この法律では、下の表のとおり、虐待を5つの種類に分類しています。これらの虐待が重複して発生している場合もあります。

種類	例
身体的虐待	たたく、つねる、意図的に外に出させない、薬を過剰に飲ませる など
介護世話の放棄・放任（ネグレクト）	十分な食事や水分を取らせない、不衛生な環境で放置する、必要な介護や医療サービスを受けさせない など
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、子ども扱いする など
性的虐待	罰として下半身を裸にし放置する、性的な暴力やいたづらをする など
経済的虐待	日常的に必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を本人の意思や利益に反して利用する など

高齢者の介護 一人で悩まず相談してください

●有田川町地域包括支援センター

☎ 22-4502

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（ケアマネジャー）などが中心となって高齢者の支援を行います。皆さまからの相談が高齢者虐待の防止や早期発見につながります。何かお気づきの際は、ご相談ください。



●介護をしている方へ

家族のみで介護を抱え込むとストレスが大きくなり、気付かないうちに虐待につながってしまう可能性があります。介護サービスの利用や身近な人・地域包括支援センターに相談するなど、ストレスをため込まないようにしましょう。

●地域の方へ

周囲の支援を必要としながらも自ら声を上げることのできない方がいるかもしれません。何か異変を感じた場合は地域包括支援センターに相談してください。地域の方々の小さな「気づき」が虐待防止につながります。

※法律により、守秘義務があるため、誰が相談したかが周囲に漏れることはありません。